

デジタル簡易無線局（登録局）の登録申請について

< ご注意 >

この無線機を使う前に、まず電波法第二十七条の十八の「無線局の登録申請手続き」に沿った登録申請を所轄の総合通信局に対して行ってください。申請は簡単で、書類を手書きして郵便で行う方法と総務省のサイトから電子申請で行う方法があります。

いずれの場合も実際に通話を始めることができるのは、総合通信局から登録状が送られてきたあとになります。無線機固有の信号が自動的に発信されるので申請が済んでいるかどうか特定ができる仕組みになっていて、登録状が来る前やこの申請手続き自体をしないで使うと、不法無線局の開設となって下記のように厳しく罰せられます。

電波法 第九章 罰則

第一百条

次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰則に処する。

- 一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者
- 二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項、第七十条の八又は第七十条の九第一項の規定によらないで、無線局を開設した者（以下略）

< 手続きについて >

【提出する書類】次ページのチャートをご覧ください。個別か包括か、どちらか該当する方を選びます。

個別登録申請の場合：

- ・個別登録申請書（収入印紙2300円） ・整理番号原紙 ・登録状送付用封筒（切手+返信先住所記載済み）

包括登録申請の場合：

- ・包括登録申請書（台数に関係なく収入印紙2900円） ・整理番号原紙 ・登録状送付用封筒（切手+返信先住所記載済み）
- ・無線局開設届出書（登録状が届いてから）

* 個別/包括 共通：電波利用料の支払いに関する案内書（納入告知書）を登録状に記載された住所以外に送ってほしいときは納入告知先申出書を同封します。（無線機は横浜の倉庫で使うが使用料は東京本社の経理部から支払いたい、等の場合）

【書類を手書きして、郵便で申請する】

裏面の「無線局（登録）申請手続きの流れ」を良く読んで、申請の記載例等を参照しながら別添の所定用紙に必要事項を記入、捺印して下記の申請書送付先に提出してください。

- 宛名は、「総合通信局（沖縄区域の場合は、沖縄総合通信事務所）陸上第3課 御中」とし、「デジタル簡易無線局の登録申請書在中」と併記します。
- **申請書には返信用切手を貼り、郵便を受け取りたい場所の住所と氏名を予め書いた登録状送付用の封筒を必ず同封してください。登録状はA4サイズですから大きめの封筒が必要です。（封筒関連は書類不備でもっとも多い事例の一つですからご注意ください）**

【総務省のインターネット申請を利用する】

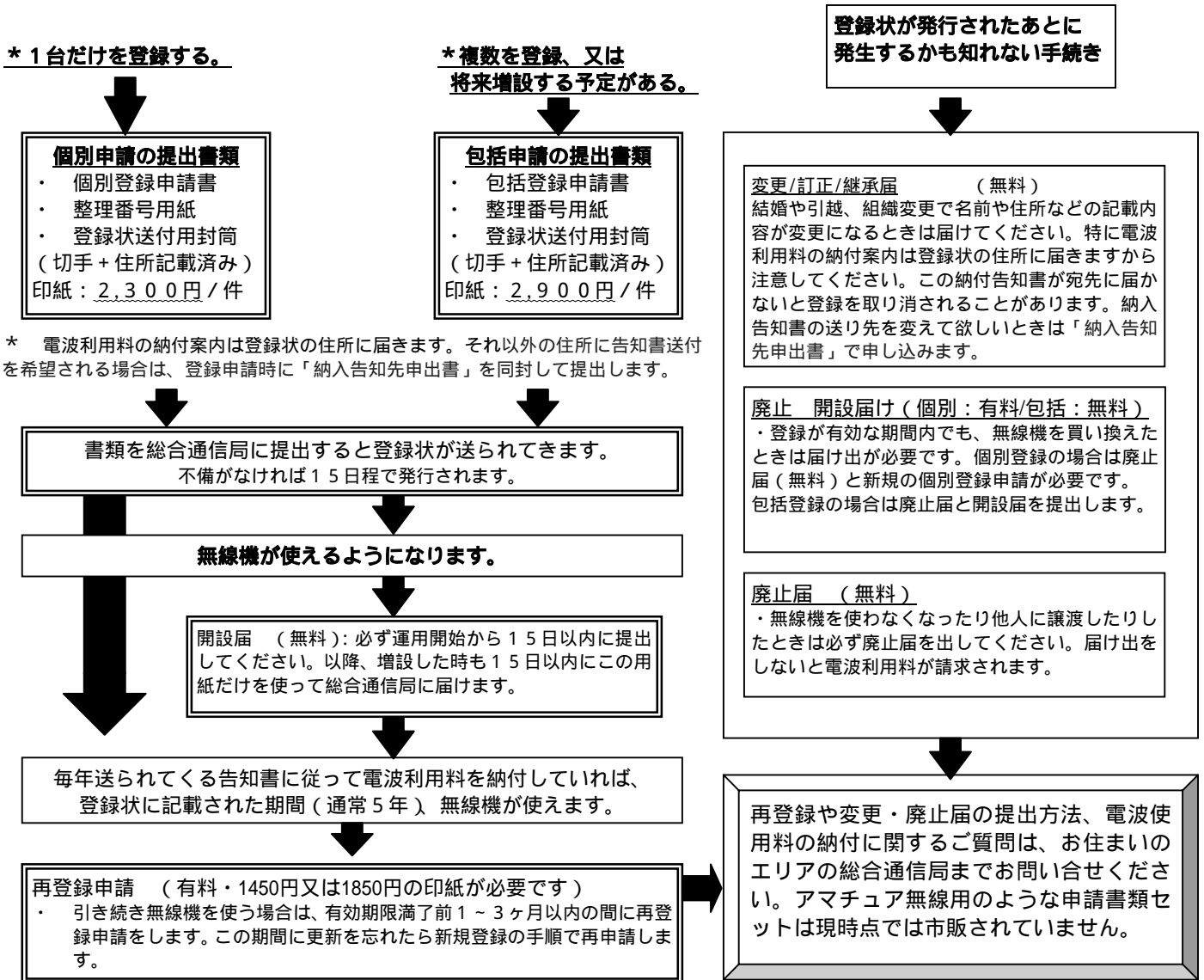
総務省の電波利用ホームページ <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/list/index.html> をご利用ください。

事前の登録やパソコンの準備が必要になりますので「はじめる前に」から手順を良く読んで、ご不明な点は総務省のお問い合わせ窓口にご直接ご相談ください。弊社ではインターネット申請に関する手順についてご説明するサービスは行っておりません。

【申請書送付先】

	郵便番号	住 所	管 轄 区 域
北海道総合通信局	060-8795	札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第一合同庁舎 北海道
東北総合通信局	980-8795	仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第二合同庁舎 青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関東総合通信局	102-8795	千代田区九段南1-2-1	九段第三合同庁舎 茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
信越総合通信局	380-8795	長野市旭町1108	新潟・長野
北陸総合通信局	920-8795	金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎 富山・石川・福井
東海総合通信局	461-8795	名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館 岐阜・静岡・愛知・三重
近畿総合通信局	540-8795	大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第一号館 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国総合通信局	730-8795	広島市中区東白島町19-36	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四国総合通信局	790-8795	松山市宮田町8-5	徳島・香川・愛媛・高知
九州総合通信局	860-8795	熊本市春日2-10-1	熊本地方合同庁舎A棟 福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島
沖縄総合通信事務所	900-8795	那覇市東町26-29	沖縄

無線局（登録）申請手続きの流れ



総務省の関連ウェブサイト：

- ・ デジタル簡易無線局の登録に関するページ：<http://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/proc/regist/index.htm>
- ・ 各総合通信局のお問い合わせ先(ここからお住まいのエリアの総合通信局サイトにアクセス、そちらでお問い合わせ先を調べるとデジタル簡易無線局に関する電話番号が判ります) <http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/material/commtab1/index.htm>
- ・ 北海道総合通信局のウェブサイトに、登録局用の各種変更届の書式が掲載されており、大変分かりやすく参考になります。尚、このHPにある問い合わせや連絡先は北海道総合通信局が管轄するエリアにお住まいの方専用です。北海道以外の地域にお住まいの方は、必ずご自分の住所を管轄されている総合通信局にご相談ください。
<http://203.180.140.4/soutsu/hokkaido/E/cr/dwn10.htm>